

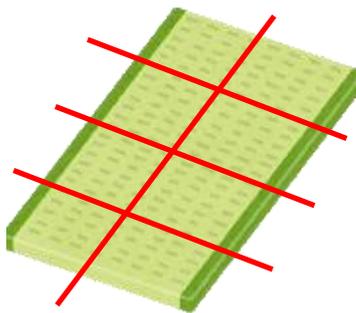
お知らせ

令和2年6月1日から、畳を広域クリーンセンター大田原に直接搬入する際の条件が変わりました。

令和2年6月1日からの搬入条件

畳は、1辺を50cm以下に裁断してから搬入してください（1日10畳分まで）

（裁断の例）



カッターナイフなどを使用して、**1辺を50cm以下**に切ってください。
裁断時には、ケガをしないように十分に気を付けてください。
/コギリ(電動/コギリ、丸/コ)などは、切りにくく、ケガの恐れがありますので、使用しないで下さい。

【理由】

◇ 広域クリーンセンター大田原には、年間約4千枚を超える畳が持ち込まれます。畳は、そのまま焼却処理ができないため、破砕機により裁断してから焼却していますが、持ち込まれる量が多く破砕機の劣化・消耗が著しい状況です。機器の延命化と費用抑制のため、搬入前に裁断をお願いするものです。

【搬入できない畳】

◇ 建築業者や解体業者などによる住居の建替え・増改築・解体時に発生する畳(産業廃棄物となる)

・広域クリーンセンター大田原は、一般廃棄物処理施設です。業者(建設業者や解体業者など)による工事に伴い発生する畳は、産業廃棄物となりますので、搬入できません。

※ 産業廃棄物は、業者が適切に処理する義務があります。